

項目	質問内容	回答
<p>提案書作成要領「12 プロポーザルの取り扱い」 (2) 提出されたプロポーザルの公開について</p>	<p>提案書開示の開示場所、期間をご教示いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>提出されたプロポーザルについては、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等の関連規定に基づき公開することがあります。開示請求は、「窓口による請求や郵送による請求、横浜市電子申請・届出システムによる請求」により受け付けており、請求者に対して開示いたします。その他、「行政文書の開示請求」に関する詳細情報は、以下の本市ホームページにも掲載しております。 https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/bunshokaiji/kokai.html</p>
<p>提案書作成要領「別紙 提案書評価基準における企業としての取組について」 ⑦障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の達成について</p>	<p>提案書評価基準における企業としての取組について、⑦に記載をされている障害者雇用状況報告書（事業主控）の写しですが、本件は特例子会社についても加点の対象になりますでしょうか。</p>	<p>当該項目の確認は、ご提出いただいた最新年度の「障害者雇用状況報告書（事業主控）」で行います。ご提出いただいた「障害者雇用状況報告書（事業主控）」が、特例子会社の雇用率をグループ算定しており、本市プロポーザル評価項目の基準値を満たしている場合は、対象となる可能性がございます。</p>
<p>提案書作成要領「9 プロポーザルに関するヒアリング」 (4) その他 について</p>	<p>2月18日実施予定のプロポーザルに関するヒアリングについてですが、具体的にはどのようなヒアリングを想定させていただければよろしいでしょうか。パワーポイント等によるパソコン等の使用によるプレゼンテーションは認めず、と記載がありますが、パンフレット資料など紙媒体の資料などは可でしょうか。ヒアリングに向けての事前準備等が必要かと思い、事前に確認させていただけますと幸いです。</p>	<p>当日の具体的なヒアリングの実施方法は、紙及びファイルでご提出いただいた所定の様式の提案書を、本市側で会議室のスクリーンにプロジェクターで投影し、表示箇所を事業者様よりご説明いただけます。表示箇所については、当日ご説明いただきながらご指示下さい。また、当日のご説明を効果的または容易に行うため、パンフレットの一部などを説明資料として提案書に添付することは可能です。その際には、①提案書のどの箇所の説明にあたるか分かるよう、説明資料に「別添●●」、提案書の参照箇所に「別添●●参照」と明記すること、②説明資料も提案書一式資料として、合わせて提出すること、③当日のご説明は本件ヒアリングにおける説明時間内（10分程度を予定）におさめること、を遵守いただけます。</p>
<p>提案書作成要領「8 提案書の提出」 (1) 提案書の提出 エ 提出方法 について</p>	<p>資料の提出について、郵送等ではなく持参での提出を想定しているのですが、指定の場所に直接お伺いさせていただき、手渡しにて提出というイメージでよろしいでしょうか。提出BOXなど指定場所はございますでしょうか</p>	<p>持参でご提出いただく場合は、以下の提出先へご提出いただけます。 【提出先】 横浜市経済局 ものづくり支援課 渡邊・山崎 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 31 階 電話：045-671-2567 Eメール：ke-jinzaikakuho@city.yokohama.lg.jp なお、持参又は郵送と合わせて、データを電子メールで送信してください。</p>